

元新洞小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）第13条に規定する委員会として、元新洞小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 平成24年度に閉校した元新洞小学校の跡地において、契約候補事業者をプロポーザルによって選定するに当たり、専門的な見地から募集条件や事業者提案について審議する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項に関する事項
- (2) 契約候補事業者の選定に係る事項
- (3) その他行財政局財政担当局長が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 条例第15条第1項に規定する委員の任期は、1年とする。

- ただし、京都市が契約候補事業者を選定したときは、解嘱されるものとする。
- 2 委員と応募者の間に利害関係があると認めたときは、当該委員を解嘱する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときは、市長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行財政局資産イノベーション推進室において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、京都市が契約候補事業者を選定したときに、その効力を失う。